原田研究奨励賞規程

平成 16 年　2 月 12 日　制定
改正　平成 18 年 10 月 30 日
改正　平成 19 年　2 月 5 日
改正　平成 24 年　2 月 10 日
改正　平成 24 年　5 月 11 日
改正　令和７年　7 月４日

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人本多記念会（以下「記念会」という。）が原田研究奨励賞を授与する場合の取扱について定めるものとする。

（対象者）

第２条　原田研究奨励賞は、記念会が指定する東北地区の大学、研究機関及び高等専門学校等に在職する４５才以下の研究者で、金属及びその周辺材料に関する研究・教育を行い、優れた成果・教育的貢献が顕著な将来性豊かな者のうちから、選考により適当と認めた者に対して授与する。

（奨励金）

第３条　原田研究奨励賞の奨励金は金３０万円とする。

（件数）

第４条　原田研究奨励賞は、毎年贈り、件数は５件以内とする。

（授賞計画）

第５条　記念会は、原則として、毎年５月に次年度の授賞計画を決定し、原田研究奨励賞受賞候補者募集要項を公表するとともに、東北地区の大学及び研究機関等に通知し、候補者を公募する。

（受賞候補者選考委員会の設置）

第６条　候補者の選考を行うため、原田研究奨励賞受賞候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

（選考委員会の組織と任期）

第７条　選考委員会は若干名の委員をもって組織し、うち１名は委員長、１名は副委員長とする。

２　委員は、学識経験あるもののうちから、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

３　委員の任期は、理事会が次年度受賞者を決定して、その授賞式を完了したときに終わる。

（選考委員会の招集と審査）

第８条　委員長は、選考委員会を招集して、別に定める原田研究奨励賞受賞候補者選考委員会規程に基づき、毎年２月から審査を行う。

（審査報告）

第９条　前条の規定により、受賞候補者が決定したときは、委員長は審査の経過及び結果を理事長に報告する。

（受賞者及び授賞式期日の公表）

第１０条　記念会は、毎年５月に受賞者及び授賞式の期日を公表する。

（授賞）

第１１条　授賞は毎年７月に行うことを原則とし、選考委員会の審査報告に基づき、理事会、評議員会の議決を経て、理事長が行う。

（雑則）

第１２条　この規程に定めるもののほか、授賞について必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成 18 年 10 月 30 日から施行する。

この規程は、平成 19 年　2 月　5 日から施行する。

この規程は、平成 24 年　2 月 10 日から施行する。

この規程は、平成 24 年　5 月 11 日から施行する。

この規程は、令和 7 年　7 月　4 日から施行する。